



御殿場市・小山町広域行政組合告示第21号

(仮称)御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、事業契約を締結したので、事業契約の内容を公表する。

平成27年11月2日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者 御殿場市長 若林 洋平



1 公共施設等の名称及び立地

(仮称)御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)
静岡県御殿場市神場、板妻地先

2 選定事業者の商号又は名称

御殿場小山エコパートナーズ株式会社

3 公共施設等の整備等の内容

[(仮称)御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)整備及び運営事業事業契約約款(抄)]

(本事業の概要)

第6条 本事業は、要求水準書及び事業者提案に定められた設計業務、建設業務、運営業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。

2 本施設の名称は、組合が定める権利を有するものとする。

3 本契約に別段の規定がある場合を除き、本契約上の事業者の義務の履行に関連する一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし、また、本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者が自己の責任において行うものとする。

4 契約期間

平成27年10月13日から平成47年3月31日まで

5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

[(仮称)御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)整備及び運営事業事業契約約款(抄)]

(組合の事由による解除)

第59条 組合は、本事業の実施の必要がなくなった、又は本事業施設の転用が必要となったと認める場合には、180日以上前に事業者へ通知の上、本契約の全部（一部は不可。ただし、組合による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第60条 次の各号の一に該当するときは、組合は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ、組合が相当の期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から組合が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 運営開始予定日から60日が経過しても着手されるべき運営業務の着手ができないとき又は運営開始予定日から60日以内に運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。
- (4) 事業者が、運営業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (5) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ、組合が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (6) 組合により基本協定が解除された場合
- (7) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。

2 組合は、前項各号に定めるところのほか、第53条第1項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する運営業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第2項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、本契約の全部を解除することができる。

(組合の債務不履行による解除等)

第61条 組合が本契約上の義務に違反し、かつ、事業者による通知の後60日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。

2 組合が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額（1年を365日として日割計算とする。）を事業者に対し遅延損害金として支払う

ものとする。

(法令の変更及び不可抗力)

第62条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って整備施設の整備ができなくなったとき若しくは本事業施設の運營業務の遂行ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合又は法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本施設の整備若しくは本事業施設の運營業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は組合に対して、速やかにその旨を通知するものとし、組合及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に前項の協議が調わない場合、組合は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を合理的な範囲で指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙8（不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合）及び別紙13（法令変更による費用の負担割合）に記載する負担割合によるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から60日以内に第1項の協議が調わない場合、組合は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

4 組合は、第14条第3項第3号及び第4号、第35条第2項第3号及び第4号、第37条第1項第3号及び第4号並びに第39条第3項の規定による組合の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

6 契約金額

金 5,391,929,442 円（税込）

7 契約終了時の措置に関する事項

[（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）整備及び運営事業事業契約約款（抄）]

(契約期間)

第58条 本契約の契約期間は、本契約成立日から平成47年3月31日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了する。

2 組合及び事業者は、本事業期間終了時の措置（本事業期間終了後における運営を含む。）に関し、平成42年4月1日以降、協議を開始するものとする。

3 前項の定めるところに従って実施される協議において、組合と事業者との間で本事業期間終了後における運営に関して協議が調わない場合、事業者は、本事業期間終了の3ヶ月前までに、最新の引継書及び運營業務計画書等を組合及び組合の指定する第三者に対して交付の上、組合又は組合の指定する第三者に対し、必要な技術指導を行うほか、本事業施設を継続使用できるよう運營業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた運營業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供する等引継ぎに必要な協力を行ったうえで、本事業期間終了時を以て、本事業施設を組合の定める明渡時における本事業施設の要求水準を満足する状態に保って組合に明け渡すものとする。

(引渡日前の解除の効力)

第64条 引渡日（同日を含まない。）前に第59条から第62条までの定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、組合及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、本施設（出来形部分を含む。）を取り扱うものとする。

(1) 第60条に定めるところにより本契約が解除された場合で、組合が当該解除後に本施設を利用するときは、組合は、事業者の費用負担において、組合による完成確認が未了の本施設を検査した上で、検査に合格した本施設の全部又は一部（以下「合格部分」という。）のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。組合が合格部分を買受け、又は整備に要した費用の対価を支払う場合、組合は、その対価の支払債務と、第66条第1項第1号及び同条第3項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお、残額があるときは、支払時点までの利息（年2.9パーセントの割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払又は分割払により事業者に対して支払うものとする。また、これにより組合のその余の損害賠償請求は、妨げられない。また、既に組合による完成確認が完了している本施設については、組合は事業者に対して、初期投資費用を別紙11（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(2) 第59条又は第61条の定めるところに従って本契約が解除された場合、組合は、自己の費用負担において、組合による完成確認が未了の本施設を検査した上で、合格部分のう

ち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、組合は事業者に対して、その対価及び第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（年2.9パーセントの割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払又は分割払により支払う。なお、既に組合による完成確認が完了している本施設については、組合は事業者に対して、初期投資費用を、別紙11（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(3) 第62条の定めるところに従って本契約が解除された場合、組合は、自己の費用負担において、組合による完成確認が未了の本施設を検査した上で、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け、若しくは施設整備に要した費用の対価を支払い、又はその両方を行うものとする。この場合、組合は事業者に対し、その対価に支払時点までの利息（年2.9パーセントの割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を付した上、一括払又は分割払により支払う。なお、既に組合による完成確認が完了している本施設については、組合は事業者に対して、初期投資費用を、別紙11（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

(4) 前三号に定めるところの検査に際して組合が必要と認めるときは、組合は、その理由を事前に事業者に対して通知した上、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項にかかわらず、引渡日（同日を含まない。）前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると組合が判断したときは、組合は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第59条、第61条又は第62条に基づくときは、組合がその費用相当額及び第66条第4項に定めるところの損害賠償額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの利息額（年2.9パーセントの割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。）を負担するものとし、第60条に基づくときは、事業者がその費用相当額並びに第66条第1項及び第3項に基づく支払額並びにそれらの総額に付されるべき支払時点までの第81条に基づく遅延損害金を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当の期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、組合は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第60条による解除の場合は事業者がこれを負担し、組合の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、組合の処分について異議を申し出ることができない。

3 本施設のうち運営業務が着手されている部分がある場合、当該運営業務の対象となっている本施設に関する限りにおいて、次条第2項及び第3項並びに第4項第3号第2文を準用する。

(引渡日後の解除の効力)

第65条 引渡日(同日を含む。)後に第59条から第62条までの定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、組合は、第40条に定めるところに従って引渡しを受けた本施設の所有権を引き続き所有するものとする。

2 前項の場合、組合は、本契約が解除された日から10日以内に本施設の現況を検査した上、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに組合に対してその旨を通知するものとする。組合は、当該通知の受領後10日以内に修補の完了検査を行うものとする。

3 前項の手續終了後、事業者は、速やかに運營業務を、組合又は組合の指定する第三者に引き継ぐものとし、組合又は当該第三者が運營業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。

4 前項の定めるところに従って、組合又は組合の指定する第三者が運營業務を引き継ぐ場合、組合及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。

(1) 本契約の解除が第60条の規定に基づくときは、組合は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており、修繕を施しても利用が困難であると客観的に判断され、かつ、組合の被る損害額が未払いの施設整備に係る対価を上回る場合には、組合は、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより組合のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

(2) 本契約の解除が第59条又は第61条の規定に基づくときは、組合は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うとともに、第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息(年2.9パーセントの割合とし、1年を365日とした日割計算により算出する。)を、一括払又は分割払により事業者に対し支払うものとする。

(3) 本契約の解除が第62条の規定に基づくときは、組合は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備に係る対価を、別紙11(サービス購入料の金額と支払スケジュール)の定めるところに従い支払うものとする。また、組合は事業者が運營業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。

(4) 事由のいかんを問わず、本契約の解除日以降、組合は、運營業務に係るサービス購入料

のうち未払いのものの支払義務を免れるものとし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する運營業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算を行って支払を行うものとする。

(損害賠償)

第66条 第60条各項の規定により本契約が解除された場合、事業者は、次の各号に定める額を組合の指定する期限までに支払うものとする。

(1) 引渡日(同日を含まない。)までに解除された場合

初期投資費用を控除した額の100分の10に相当する額

(2) 引渡日(同日を含む。)以降に解除された場合

運営費の100分の10に相当する額

2 前項第1号の場合において、第9条の規定により組合を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、組合は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

3 第60条各項に基づく解除に起因して組合が被った損害額が本条第1項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を組合の請求するところから従って支払うものとする。

4 第59条又は第61条の規定により本契約が解除された場合、組合は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところから従って支払うものとする。

(保全義務)

第67条 事業者は、解除の通知がなされた日から第64条第1項各号による引渡し又は第64条第3項若しくは第65条第3項による運營業務の引継ぎ完了のときまで、本事業施設(本施設の出来形部分を含む。)について、自らの責任及び費用において、必要な保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第68条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに基づく引渡し又は第65条第3項に基づく運營業務の引継ぎの完了と同時に、組合に対して、設計図書及び完成図書(ただし、既に事業者が提出しているものを除く。また、本契約が本事業施設に係る運営の実施開始前に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。)その他本施設の整備及び本事業施設の修補に係る書類並びに本事業施設の運營業務の遂行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 組合は、前項に基づき提出を受けた図書等を本事業施設の運営のために、無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができるものとし、事業者は、組合による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第69条 事業者は、第64条第1項第1号から第3号までに基づき本施設又はその出来形の所有権を組合に移転する場合、担保権その他の制限による負担のない、完全な所有権を組合に対して移転しなければならない。